

地域医療教育推進事業の実施について（質疑応答）

H30. 5. 11適用 島根県健康福祉部医療政策課

【事業再開の経緯、所管部局の変更理由等について】

No.	質問	回答
1	地域医療教育推進事業とは何か？ (新規の事業か？)	平成24年度と25年度に実施した「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）」の成果を引き継ぎ再開した事業です。 ふるさと教育などとして「地域医療」をテーマにした授業等にかかる経費を県が補助するものです。 学校における実施内容としては、医療関係図書による調べ学習、地域の医療機関の医療従事者の講義、医療現場の見学・体験等があります。
2	事業を再開した理由は？	地域医療再生基金を活用したため、2か年限定事業としていましたが、学校現場から地域医療の現状・課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考える機会となったとの意見が多く、またこれを契機として医療従事者を目指す児童・生徒も出ているなど医療人材の育成に大きな効果があるためです。 また、市町村に対して行ったアンケート調査や、昨年度のふるさと教育推進事業（地域医療教育）実績報告書の中でも強い継続要望が多くありました。 このため、新たに設置された医療介護総合確保基金を活用して再開するものです。
3	「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）」は2か年限定の事業であったが、終期はあるか？	年限は設定しておりませんが、事業の成果を検証した上で終了することはあります。
4	「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）」では教育委員会において執行していたが、今後は医療政策課が所管するのか？	「地域医療」という地域の政策課題についての取組であり、県・市町村とも医療担当課において教育委員会とも連携を図りながら執行する方法が適切と考えております。 なお、各市町村教育委員会へは県教育委員会から情報提供がなされています。
5	県の医療人材育成施策について、全体の体系を示して欲しい。	県では健康福祉部と教育委員会が連携して各学年に応じた事業を実施しております。別添のチャート図を参照してください。

【実施する内容等について】

No.	質問	回答
6	「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）」での取組の好例を紹介して欲しい	当該圏域の公立病院、公的病院と協力して、医療従事者の講義や医療現場の訪問を行っている例があります。講師等についての情報提供もできますので、当課あてご連絡ください。 また、他の教科・領域やキャリア教育との関連付け、保護者や地域との連携（授業公開日とあわせた実施、学習報告会による地域への発信等）による学習効果の向上を図っている例もあります。
7	実施しようとする地域医療教育は、必ず「ふるさと教育」へ位置づける必要はあるか？	必須の条件ではありません。
8	主な対象学年は？	小学校5・6年生及び中学1年生を考えていますが、限定するものではありません。
9	「介護」の扱いはどうなるか？	地域における在宅医療の充実に介護との連携は不可欠であり、関連づけながら授業等で扱っていただいで結構です。

【交付申請について】

No.	質問	回答
10	医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画に記載してもよいのか？	市町村で実施する事業内容が県の地域医療教育推進事業と重複する場合は、記載されなくて結構です。地域医療教育推進事業の交付申請を行ってください。
11	交付決定後に実施校が増え、補助金の増額が必要な場合はどのようにすればよいのか？	変更交付申請をいただければ、予算の範囲内で変更交付決定を行います。
12	交付申請、交付決定後に実施校が減ったり、事業費が減ってもよいのか？	補助金は、基本的に実績に基づいて交付しますので、減ることになっても構いません。
13	A校の事業費が7万円、B校の事業費が5万円の場合、1校当たりの基準額（7万円）×2校の範囲内なので、申請額を14万円としてよいのか？	1校ずつの選定額を合計するので、この場合は12万円となります。（A校7万円、B校5万円）
14	申請額のうち図書費、謝金・報酬の割合や額に上限があるのか？	ありません。

【事業の対象経費について】

No.	質問	回答
15	平成30年度事業から「備品購入費」が対象経費ではなくなったが、消耗品は対象か？	1つ3万円未満の消耗品は対象とします。 なお、補助対象外とした備品購入費は、デジタルカメラや実習機器などの購入経費を想定しています。 ただし、1冊3万円未満の図書購入に限っては備品購入費での申請を認めます。実績報告書に支出内容が分かる資料を必ず添付してください。

【事業の実施方法について】

No.	質問	回答
16	市町村から各学校へ交付する際、校長会と委託契約を結び、一括して交付する方法は可能か？	差し支えありません。